

主な改訂箇所：

2021.9.10 全ページ

## I. 申請資格等について

Q1: 「連携」とは、「大学と派遣先（受入）機関の間」を意味するのですか。それとも「大学と国際交流基金の間」を指すのですか。

A1: 「大学と国際交流基金の間の連携」を意味しています。本プログラムに参加する日本国内の大学・大学院・短期大学を「連携大学等」と呼びます。

Q2: 申請できるのは4年制の大学に限られますか。

A2: いいえ、短期大学及び大学院も申請可能です。

Q3: 申請要領の申請資格に記載された「日本語教師養成課程若しくはそれに準ずる課程に所属する学生であること。」について、「日本語教師養成課程に準ずる課程」とは具体的にどのようなものでしょうか。

A3: 例えば、「日本語教員資格の取得を支援するコース」のように、日本語教育能力検定試験の受験に備えた内容が履修可能な講座や、大学が「日本語教師養成課程」と明示していないものの、日本語教育に関する授業科目が履修できる講座等を想定しています。

なお、多くの「日本語教師養成課程」では、日本語教師の養成を目的として、文化庁の提示する日本語教師養成課程の領域及び区分（社会・文化・地域、言語と社会、言語と教育、言語）に対応した科目で構成されており、学生が必要な単位を取得すれば修了が認定されます。

Q4: 申請要領の申請資格に記載された「原則として日本語母語話者であること。」について、日本語母語話者ではない学生を派遣対象学生として申請することは可能でしょうか。また、申請する場合に何か特別な条件等はあるでしょうか。

A4: 日本語母語話者ではない学生について、大学が「その学生を日本語母語話者相当の日本語能力を有しており、本プログラムが求める活動内容を遂行可能」と判断する場合は申請が可能です。

Q5: 研究生（非正規の学生）も申請できるでしょうか。

- A5: 研究生など、当該大学の学籍を有しない非正規の学生は申請できません。
- Q6: 日本語教育実習には単位の付与が必須ですか。
- A6: いいえ、必ずしも単位の付与を求めています。ただし、単位が付与される日本語教育実習を優先します。

## 2. 派遣先（受入）機関について

- Q1: 派遣先（受入）機関とは大学間の協定を既に結んでいる必要がありますか。
- A1: いいえ、締結済みである必要はありません。学生の派遣・受入について、協議に基づく双方の合意があれば結構です。  
なお、合意に係る決められた形式はありません。大学間、学部間、学科間、教師間など、どのような合意に依拠しているかを示す文書等があれば結構です。  
また、その文書等を提出していただく必要はありません。
- Q2: ASEAN への派遣を検討しているものの、派遣先（受入）機関の開拓が困難な場合、国際交流基金は斡旋してくれるのでしょうか。
- A2: 斡旋はできませんが、参考情報は提供可能です。参考情報等をご希望の場合はお問い合わせください。

## 3. 派遣時期・派遣期間等について

- Q1: 派遣時期に制限はありますか。
- A1: プログラムガイドライン（大学連携日本語パートナーズ派遣の頁を参照）に記載されている期間での派遣としてください。年度を超えて派遣を継続する場合、申請書には翌年度にまたがって計画している実際の派遣期間を記載してください。ただし、基金が共催する期間は採用年度の3月31日までです。従いまして、翌年度の4月1日以降に発生する、「復路の航空賃（空港諸費用を含む）」、「住居費」、「海外旅行傷害保険料」は、基金が負担する経費の対象外となります。また、年度を超えた派遣の場合、採用年度の3月31日から起算して1か月以内に、国際交流基金が定める報告書を提出していただきます。

#### 4. 派遣の規模・予算について

Q1: 派遣先（受入）機関の数に制限はありますか。

A1: いいえ、制限はありません。複数の機関への派遣を申請可能です。

Q2: グループでの派遣は可能ですか。可能な場合、人数に制限はありますか。

A2: グループでの派遣は可能です。人数にも制限はありません。ただし、引率者（教職員等）がいても、引率者の旅費等の経費は国際交流基金の支援対象ではありませんので、別途ご負担をお願いします。

Q3: 同一の学生を複数回派遣できますか。

A3: 次の条件を満たす場合に限り可能です。

- ・ 年度が異なる。
- ・ 大学の責任ある選考・判断において、成績、将来性、意欲、取り組み等の点で合理性・必要性が認められる。

#### 5. その他

Q1 申請後に派遣先（受入）機関、人数、実施時期、期間等の変更は認められますか。

A1: はい、理由を説明していただければ検討し、問題がなければ認めます。

Q2: 年度の途中で、新たに別の大学への派遣が実施可能になる場合、追加の案件として申請できますか。あるいは、締切日までに申請が間に合わなかったのですが、その後、派遣を実施できる目処が立った場合、申請は可能ですか。

A2: 追加の案件の採用予定の有無については年度ごとに異なります。追加の案件の申請を受付ける場合は、別途お知らせいたします。

#### 6. 新型コロナウイルス感染症関連

- Q1: 渡航に際し PCR 検査を行った場合、その費用を国際交流基金に申請可能ですか。
- A1: いいえ、申請いただくことはできません。PCR 検査の実施場所が国内国外を問わず、PCR 検査の費用は基金負担の対象となりません。
- Q2: 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、派遣先国・地域に到着後、現地の方針により一定期間の隔離（強制隔離、自主隔離）を行う場合、この期間に係る費用も国際交流基金に申請可能ですか。
- A2: はい、申請可能ですが条件があります。  
国際交流基金が負担可能な経費は「往復航空賃（空港諸費用を含む）」、「住居費」、「海外旅行傷害保険料」の 3 項目ですが、隔離期間により発生する「住居費（※）」及び「海外旅行傷害保険料」の実費の 50% を上限として、派遣終了後に申請が可能です。ただし、隔離の期間を含まない期間（活動期間）が 14 日間以上であることが条件です。  
（※）ただし、実費の日額が国際交流基金の規程で定める住居費の上限額（日額）を上回る場合は、規程の上限額の 50% のみ申請可能です。派遣先国・地域によって金額が異なりますので、詳細はお問い合わせ窓口へご連絡ください。
- Q3: 隔離が想定される場合、申請書の「派遣期間」には、当該期間も含めて記載しますか。
- A3: 申請書には隔離期間を記載する必要はありません。ただし、現地入国後に一定期間の隔離を必要とする場合には、出発予定日の約 60 日前を目途に、国際交流基金が定める所定の書類を別途ご提出いただきます。詳細は採用決定通知とともに書類にてお知らせします。

<お問い合わせ窓口> 国際交流基金 日本語パートナーズ事業部 事業第 2 チーム  
Tel: 03-5369-6136 FAX: 03-5369-6036  
e-mail: nihongo\_intern@jpf.go.jp